

# 医療法人社団 静心会 常盤台病院 における厚生労働大臣が定める掲示事項

## 1. 入院基本料に関する事項 (2024年8月時点)

### (1) 4階病棟 (精神科急性期治療病棟入院料1)

- 入院患者 13 人に対し1人以上の看護職員(看護師、准看護師)を配置しています
- 当病棟では、1日に11人以上の看護職員及び5人以上の看護補助者が勤務しています。
- 時間帯ごとの配置は次の通りです。

時間帯	1人当たりの受け持ち患者数	
	看護職員	看護補助者
9:00～17:00	6人以内	15人以内
17:00～翌9:00	21人以内	36人以内

### (2) 3階病棟 (精神療養病棟入院料)

- 入院患者 15 人に対し1人以上の看護要員(看護師、准看護師、看護助手)を配置しています
- 当病棟では、1日に12人以上の看護要員が勤務しています。
- 時間帯ごとの配置は次の通りです。

時間帯	1人当たりの受け持ち患者数	
	看護職員	看護補助者
9:00～17:00	9人以内	18人以内
17:00～翌9:00	52人以内	52人以内

### (3) 2階病棟 (精神療養病棟入院料)

- 入院患者 15 人に対し1人以上の看護要員(看護師、准看護師、看護助手)を配置しています
- 当病棟では、1日に12人以上の看護要員が勤務しています。
- 時間帯ごとの配置は次の通りです。

時間帯	1人当たりの受け持ち患者数	
	看護職員	看護補助者
9:00～17:00	10人以内	20人以内
17:00～翌9:00	55人以内	48人以内

## 2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制に関する事項

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

### 3. 明細書の発行に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の事項負担がない方につきましても、明細書を無料で発行致します。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですが、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

### 4. 入院時食事療養費について

入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(朝食 7:30、昼食 11:30、夕食 18:00 以降)、適温で提供しています。なお、入院中の1食あたりご負担頂く金額は次の通りです。

区分	負担額
① 一般の方	490 円
② 住民税非課税の世帯に属する方	230 円
③ ②かつ、過去1年間の入院期間が90日を超えている方	180 円
④ ②のうち、所得が一定基準に満たない方	110 円

### 5. 施設基準等に係る届出

当院では、次の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局に届出を行っています。

#### (1) 指定病院等

- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)
- 生活保護法による医療扶助担当機関
- 精神保健福祉法第19条の8の規定に基づく指定病院

#### (2) 基本診療料の施設基準等

精神科急性期治療病棟入院料 1	看護配置加算
精神療養病棟入院料	看護補助加算
精神科急性期医師配置加算	看護補助体制充実加算 1
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	夜間看護体制加算
精神科身体合併症管理加算	感染対策向上加算 3
精神科地域移行実施加算	(連携強化加算)
情報通信機器を用いた診療に係る基準	(サーベイランス強化加算)

#### (3) 特掲診療料の施設基準等

医療保護入院等診療料	薬剤管理指導料
精神科作業療法	療養生活継続支援加算
精神科ショート・ケア「大規模なもの」	外来・在宅ベースアップ評価料(1)
精神科デイ・ケア「大規模なもの」	入院ベースアップ評価料(1)
治療抵抗性統合失調症指導管理料	

#### (4) その他届出

酸素の購入単価	
---------	--

## 6. 保険外負担に関する事項

### (1) 文書料金

種別	料金(税込)
一般診断書	3,300円
各種証明書	3,300円
特殊証明書	11,000円
自立支援医療診断書	2,200円
精神障害者保健福祉手帳用診断書	7,700円
障害年金受診状況等証明書	3,300円
障害年金診断書	11,000円
障害年金診断書(生保の方)	4,910円
各種免許用診断書	3,300円
生命保険用診断書	3,300円
死亡診断書	11,000円
成年後見人診断書	3,300円
入院期間証明書	3,300円
医療費領収証明書	550円
特別障害者手当認定診断書	3,300円

### (2) 特別の療養環境の提供(差額ベッド)

病室区分	料金(税込)	設置病棟	設備
特別室	7,700円	4階病棟 2部屋	シャワー・トイレ・収納チェスト(大型)・冷蔵庫・テレビ・2人掛けソファ
1床室	4,400円	4階病棟 2部屋	トイレ・収納チェスト(一般サイズ)・ソファ
	3,850円	各病棟 各4部屋	トイレ・収納チェスト(一般サイズ)
	3,300円	各病棟 各4部屋	収納チェスト(一般サイズ)
2床室	1,100円	2・3階病棟 各2部屋	トイレ・収納チェスト(一般サイズ)

### (3) 長期収載品の選定療養

令和6年10月より、後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品<sup>※</sup>)を処方した場合、医療上の必要性がある場合等を除き、通常の一部負担金(1～3割)に加え、後発医薬品との価格差の4分の1相当額を選定療養として徴収させていただきます。

(<sup>※</sup>長期収載品として選定療養の対象となる医薬品は厚生労働省のホームページで確認できます。)

## 7. 後発医薬品の使用促進及び一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名で処方する場合があります。

## 8. 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する取組事項

当院では看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資することを目的として計画を策定し、これに基づき以下の取組をしております。

### (1) 看護職員の負担軽減及び処遇改善に間する責任者

看護部長：田中 君枝

### (2) 看護職員の勤務状況の管理

- ① 勤務時間：週平均 35 時間以内
- ② 連続勤務：6 日以内
- ③ 勤務状況・有給取得率・時間外業務の把握及び指導
- ④ 夜勤勤務明けの翌日は原則休み
- ⑤ 夜勤平均回数：6 回程度/月 以内
- ⑥ 勤務間隔は 11 時間以上

### (3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議

- 部長級会議(1 回/週)
- 看護部・PSW 会議
- 部門会議(1 回/月)
- 看護部・OT 会議
- 看護部・薬局会議
- 看護部・事務部会議

### (4) 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する計画

- 計画の策定、年に 1 回の見直し
- 職員に対する計画の周知

### (5) 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する取組の公開

院内掲示及び院内グループ・ウェア

### (6) 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する具体的な取組事例

- ① 業務負担軽減としてスポットアルバイト制度の導入
- ② 暴力・ハラスメント対応力強化として体制整備と教育推進
- ③ 認知症及び高齢患者ケア度上昇への対応として福祉介護用品等の適切な活用と購入
- ④ 看護補助者の活用として看護補助者業務基準の見直しと OJT 推進
- ⑤ 多職種と連携した業務の効率化として定期的な会議開催と課題解決への取組

## 9. 通院・在宅精神療法

当院では「通院・在宅精神療法」として以下の取組を行っています。

- (1) 患者さんごとの相談内容に応じたケースマネジメント
- (2) 障害福祉サービス等の利用に係る相談
- (3) 介護保険に係る相談
- (4) 介護支援専門員からの相談に対する適切な対応
- (5) 市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携
- (6) 入院していた患者さんの退院後支援
- (7) 身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携
- (8) 健康相談、予防接種に係る相談
- (9) 可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方を抑える。

## 10. 情報通信機器を用いた診療

- 当院では「オンライン診療の適切な実施に関する指針(厚生労働省)」を遵守し、情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)を実施しています。
- 情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)の初診では向精神薬を処方しません。

## 11. 院内感染防止対策に関する取組事項

当院では安全な医療の提供のために以下の感染防止対策に取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応に努めます。

- (1) 院内に医師を含めた感染防止対策部門を設置しています。
- (2) 医師、看護師、薬剤師等による感染対策チームを設置しています。
- (3) 感染対策防止部門と感染対策チームは連携し、院内の感染対策を行っています。
- (4) 感染対策チームは、院内の感染防止に関する業務を行っています。
- (5) 感染対策チームは、定期的に院内を見回り、感染対策が適切に実施されているか確認しております。
- (6) 院内の感染対策マニュアルを全職員が共有しています。